

## 2012年度事業報告書

特定非営利活動法人 名古屋難民支援室

### 1. 事業実施の概要

名古屋難民支援室（英語名：Door to Asylum Nagoya: DAN）は2012年7月9日、認定NPO法人難民支援協会（JAR）及び全国難民弁護団連絡会議（全難連）の連携事業として川口法律事務所内に開設された。現在常勤スタッフ一人とボランティアが事務局として支援にあたっている。また2013年2月1日には法人登記され、特定非営利活動法人名古屋難民支援室として発足した。

発足から特定非営利活動法人名古屋難民支援室（以下「DAN」という）は、難民・庇護希望者への法的支援及び生活支援事業において、2013年2月1日から2013年3月31日時点での統計として、延べにして15人の難民申請者に支援をおこなった。

### 2. 事業の実施に関する事項

#### (ア) 特定非営利活動に係る事業

##### ① 難民・庇護希望者への法的支援及び生活支援事業

##### (1) 法的支援

2013年2月1日から2013年3月31日時点で、DANは延べにして15人の難民申請者に支援をおこなった。

支援対象者を国籍別で見ると、パキスタン出身者が最多数であり、ネパール並びにベトナムが続く。名古屋入国管理局によれば、名古屋入国管理局内での新規難民申請者の総数を国籍別で見ると、2011年はネパールが最多数、続いてトルコ、パキスタンとなっている。一方2012年はトルコが最多数、続いてネパール、パキスタンが多かった。名古屋入国管理局への申請者とDANへの相談者の国籍を比較すると、パキスタン及びネパールについては一定の傾向がみられるが、トルコ出身者については、申請数に比べ相談件数の割合が少なかった。

表1 国籍別 DAN 相談者 単位（人）

出身国	単位（人）	単位（件）
パキスタン	5	1
ネパール	2	2
ベトナム	2	2
イラン	1	1
インドネシア	1	1
ガーナ	1	1
コンゴ民主共和国	1	1
ジンバブエ	1	1
トルコ	1	1
合計	15	11

難民認定申請者の性別に関しては、日本全国の傾向同様に、DANへの相談者も、単身の男性が多数であった。

表 2 性別 DAN 相談者 単位 (人)

男性	11
女性	4
合計	15

(2) 生活支援

生活支援については、それぞれのニーズに合わせ、ネットワークを築いてきた東海地域の資源へとコーディネートを行う形で支援を提供してきた。難民認定申請中の者特有の仮滞在者に対する保険適用の有無等の手続的な知識から、過去の迫害等によるトラウマなどをどのように治療するかという問題、法的支援との関連において、トラウマの有無を確認及び証明する手段など、多くの知識と的確な判断力及びコーディネート力が求められた。

表 3 DAN 相談件数及び相談内容

	相談内容	相談件数			コー デ イ ネ ー シ ョ ン / サー ビス 提 供 (件)	主な内容
		来訪 (件)	電話 (件)	内、 支 援 者 / 団 体 等 を 経 由		
法的 支 援	リーガルカウ セリング	15	17	14	—	通訳支援：6件
	リーガルエイド	3	3	—	0	難民認定申請書のアドバイス：1件 保有個人情報開示請求の支援：2件 翻訳支援：3件 弁護士に直接コーディネート：0件
生 活 支 援	住居	0	0	0	0	
	食料	2	2	2	1	セカンドハーベスト名古屋へのコーディネート：1件
	医療	3	3	3	1	外国人医療センターに相談の上、病院への コーディネート：1件
	保険	2	2	2	2	仮滞在者の保険加入、保険の有効化のため に来日後の保険加入最低年数等、難民支援 協会、外国人医療センターに相談の上、ア ドバイス
(注) 相談内容が複数の場合は、それぞれでカウント。						

(3) 費用  
13,391円 電話代、FAX代

(4) 収益  
13,391円 電話代、FAX代扶助

## ② 難民問題についての理解を促進する事業

### (1) 内容

DAN は、日本、特に東海地域在住の難民・庇護希望者を支援の対象としているため、より効果的及び効率的な支援を実現させるためには、地域市民や企業等の理解や協力なくしては成り立たない。そのような思いから、多様な所属や背景を持つ市民を対象に難民について話し、難民問題についての理解促進に務めた。

(2) 費用  
0円

(3) 収益  
0円

## ③ 区域内の支援者とのネットワーク構築および人材育成事業

### (1) 区域内の支援者とのネットワーク構築

#### 【名古屋難民弁護団連絡会議】

・毎月一回のペースで名古屋を中心とする地域において難民の代理人を務めている弁護士並びに、弁護士事務所における打ち合わせ時の通訳や証拠資料等の翻訳、生活の多方面において支援を行っている支援者が集い、関わっている難民・庇護希望者の様子や進捗等を共有している。DAN 設立をきっかけに東京の全難連や JAR 職員も参加するようになり、全国と東海地域の事例を比較することで当地域の特徴の理解へと繋げることや、出身国情報等の共有が円滑になった。

#### 【食糧】

・セカンドハーベスト名古屋：パートナー団体として登録した。食に困窮している庇護希望者に個々に対応する形でセカンドハーベスト名古屋にコーディネーションを行った。

#### 【医療】

・外国人医療センター：助けを求めてきた難民のうち、治療を行う上で保険の必要性がある相談者や医者  
者の診断が必要と思われるケースに関して、ビザと保険の関係について教えていただき、また病院の紹介を受けた。

・ささしまサポートセンター：名古屋在留の難民の定住を考える上で、生活が困窮した現状からの脱却という短期的支援と、将来の自立に向けての長期的支援を考える上で、生活保護という選択の是非についてアドバイスを受けた。

### 【住居】

・寺や教会など宗教団体及び個人支援者：開設のごあいさつや見学を行った。宗教関連の各団体や個人で、個別ケースの具体的な相談や、緊急時のシェルターとして長年難民支援にかかわってきている支援者が居る。彼らと連携しつつ個別支援に関するアドバイスを受け続けながら、急増している難民申請者に対して組織的な難民支援の方法も模索していく。また、新しく企画されている社会的弱者のためのシェルターの対象者として難民も入れていただく予定である。

### 【ネットワーク】

・東海在日外国人支援ネットワーク：東海エリアの外国人支援団体により構築されているネットワークに DAN が参加させていただき、外国人共通の問題に加え難民特有の問題を認識すると共に、その解決策を模索している。

## (2) 人材育成

名古屋を中心とする地域において、初めて難民支援を専門とする機関が設立されたことを受け、そのスタッフの人材育成にも力を入れるため、JAR 及び全難連並びに川口法律事務所から東海地域の難民支援力向上及び難民支援体制構築の支援が行われた。

### 【JAR からのスーパービジョン】

・DAN スタッフが月一回のペースで東京に研修に行き、法的支援や生活支援のアドバイスを受けた。また、東海地域の企業訪問や法人設立の補助を受けた。

### 【全難連からのスーパービジョン】

・日常的なスーパービジョンに加え、月一回のペースで全難連事務局が名古屋を訪れ、弁護士との協働関係の在り方等を含むアドバイスを受けた。

### 【川口法律事務所からの行政法勉強会】

・難民支援をする上での基礎的な法的知識をつけるため、川口法律事務所の弁護士より、2月27日、3月7日、3月15日の合計3回行政法の勉強会が実施された。

## (3) 費用

32,914円

通信費	1,197円（郵送代他）
消耗品費	20,607円（事務用品）
賃借料	11,110円（広報用HP準備費用）

- (4) 収益  
0円

3. 会議の開催に関する事項  
理事会

(ア) 第1回理事会

- ① 開催日及び場所  
平成25年2月22日 川口法律事務所会議室
- ② 議題
  - (1) 定期総会の日程、シンポジウムについて
  - (2) FRJ加入について
  - (3) その他業務内容報告

(イ) 第2回理事会

- ① 開催日及び場所  
平成25年3月22日 川口法律事務所会議室
- ② 議題
  - (1) 定期総会の内容について
  - (2) ウェブサイト開設について
  - (3) パンフレット等について
  - (4) 来年度予算について
  - (5) その他業務内容報告

[了]